

パブコメ出そう！ 7月29日まで



原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル案 住民の安全を軽視した、検査と除染の簡略化は許されない

2022. 7. 18 避難計画を案ずる関西連絡会

原子力規制委員会は、新たに「避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を制定するとして、その案を6月30日に公表し、7月29日を締め切りにパブコメを実施しています。

「避難退域時検査と簡易除染」とは、UPZ（概ね30km圏内）の住民が事故で避難するときに受ける検査と除染です。今回のマニュアルの主な変更点は、原子力災害対策指針で簡易除染（車両は拭き取り、人は着替え）に変えたため、マニュアルもそれにそえるというものです。

しかしそれだけではありません。これまでは規制庁がマニュアルを作成していましたが、これは廃止となります。それに代わって今回から、実際の検査等を担当する内閣府（原子力防災担当）と規制庁の連名で、「新たに制定する」マニュアルとなります。

そのため、当初から問題であり、今回のマニュアル案でも引き継がれている、人の検査は代表者に限る、検査結果を示さない「通行証」の発行、除染の基準が高すぎる（40,000cpm、甲状腺の被ばくで300mSvに相当）等々の問題点を改めて問うていきましょう。各地の防災訓練で問題になっていること等も含めて、意見を出しましょう。

住民の安全を軽視した、検査と除染の簡略化は許されません。マニュアル案のいくつかの問題点を、以下で紹介しています。

◇パブコメ期間：6月30日～7月29日（金）

◇パブコメはこちらから出せます（パブコメ対象マニュアル案はこちらにあります）。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198022203&Mode=0>

◇パブコメ提出時の注意

①上記の画面から、「意見募集要領」をクリックして読み、元の画面にもどり、左下の□にチェックを入れる。②意見記入後は、左下の「私はロボットではありません」にチェックを入れる。氏名等は任意。

◇パブコメ対象マニュアル案 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000237690>

【問題点の紹介 項目】

1. パブコメ結果については、出された意見と回答をすべて公表すること
2. 検査の目的と検査箇所では、甲状腺被ばくを考慮すること
3. 代表者の検査ではなく、全員の検査が必要
4. 形式的な「通行証」ではなく、検査結果を記録した証明をすべての住民に渡すこと
5. 除染を講ずるための基準値40,000cpmは高すぎる。甲状腺被ばく300mSvに相当
6. ウエットティッシュでのふき取りでは、車両は除染できない。流水除染を基本とすること
7. 迅速な避難のためには、安定ヨウ素剤を事前配布すること
8. 職員用のタイベックを「準備する資材」に入れ、着用を義務付けること

（以下で紹介している頁数は、「パブコメ対象マニュアル案」の頁数。下線は引用者によるもの）

1. 全体について：パブコメ結果については、出された意見と回答をすべて公表すること

前回の防災業務関係者のパブコメ結果（7月6日の規制委）では、「提出意見に該当しない」ものは意見も回答も公表しなかった。意見の数としてもカウントせず、無視された。これは初めてのことで、このようなやり方では、規制庁の主観によって、都合の悪い意見等は「該当しない」という扱いになってしまう。

市民の意見に真摯に向き合い、すべての意見と回答を公開すべき。

2. 検査の目的と検査箇所では、甲状腺被ばくを考慮すべき

- ・検査の目的として、プルームによる甲状腺被ばくの把握を追記すること
- ・検査箇所に、甲状腺周り（頸部）を追加すること

（1）避難退域時検査の目的（4頁）として、マニュアル案では以下のように書かれている。

避難退域時検査によって汚染の程度を把握することは、これらの表面汚染からの吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止を適切に実施するために不可欠なものである。

指定箇所



上記では、内部被ばくについては、表面汚染からの吸入（例えば鼻に付着した放射性物質の吸入）と経口摂取（例えば、指に付着した放射性物質を口から取り込む）しかあげられていない。プルーム通過時の甲状腺被ばくについては考慮されていない。

そのため、検査の目的に、プルームによる甲状腺被ばくの把握を追記すること。

（2）住民の指定箇所検査は、22頁の「図4 住民等の指定箇所検査」（左図）で、（a）頭部、顔面、（b）手指及び掌、（c）靴底が示されている。

しかし、「頭部、顔面」では、甲状腺周り（頸部）は検査から外れてしまう。

住民の安全を守るため、早期に甲状腺被ばくの状態を把握する必要から、「指定箇所検査」に甲状腺周り（頸部）も追加すべき。

3. 代表者の検査ではなく、全員の検査が必要

マニュアル案では、住民の避難退域時検査について、以下のように記している。

・・・バス等で行う（引用者注：避難する）場合は近隣の地区の住民等が集合場所に集合して乗り合わせて行動をとることから、同じ車両で避難行動をとる住民等はそれぞれの集団として概ね同じような行動をとると考えられる。また、避難行動に用いる自家用車やバス等の車両は、UPZ内の自宅等において一般的に屋外で駐車されており、住民等が乗車して屋外を走行して避難退域時検査場所に移動するため、屋外での駐車中や移動中に外気や路面に触れていることから、乗車した者よりも放射性物質がより多く付着し汚染の程度が高いと考えられる。（避難退域時検査の方法 6～7頁）

そしてこのような判断から、人の検査は、①まずバス等の車両を検査し、②車両が基準値を超えていれば代表者を検査、③代表者が基準値を超えていれば全員の検査という手順になっている（この文章の5頁の図参照）。

しかし、集合場所に集まる住民が、同じ地区内でも集まるまでに同じような行動をとっているわけではないことは、少し想像を働かせれば分かることだ。代表者以外の住民は、検査を受けることもできず、検査なしに「通行証」を受け取ることになり、汚染はなかったことにされてしまう。また、自家用車はシャッター付きの車庫にあり、住民は畑で仕事をしていた場合など、車両の汚染の方が高いとは限らない。

そのため、人の検査は、車両の汚染とは関係なく、すべての住民に実施しなければならない。

4. 形式的な「通行証」ではなく、検査結果を記録した証明をすべての住民に渡すこと

マニュアル案の「実務編」13頁「実施計画の策定にあたって」では以下のように記している。

④丸数字4：避難退域時検査場所で検査を受けたことがわかるようにすること。

脚注1：避難退域時検査及び簡易除染の実施場所で検査等を終了した際に、通過年月日、避難退域時検査場所、発行者名等を記載した通行証を交付するなどの対応が考えられる。（13頁）

このように、「通行証」は通過年月日等だけの形式的なものでしかない。実際に各地の防災訓練でもこのような「通行証」が使われている。しかしこれでは、検査の結果で汚染がどのくらいあったのかも分からず、後に健康被害が出てそれを証明するものにはならない。上記で述べたように、代表者でなければ検査を受けていないのに「通行証」を受け取り、汚染なしとなる。

そのため、検査結果を記録した証明を全ての住民に渡さなければならない。

5. 除染を講ずるための基準値 40,000cpm は高すぎる。甲状腺被ばく 300mSv に相当

マニュアル案8頁の「表1 除染を講ずるための基準」は、OIL4として40,000cpmとなっている（cpmは1分間の放射線カウント数（count per minute））。

この40,000cpmは、福島事故前の13,000cpmを3倍にしたものだが、もともとこの値は、甲状腺被ばくを抑制するために設定された基準値だった（13,000cpmは甲状腺被ばく100mSvに相当）。それを除染を講ずるための基準値（OIL4）としてすり替えてはならない。

40,000cpmは小児の甲状腺被ばく300mSvに相当する。これを基準値とすれば、300mSv以下の甲状腺被ばくを容認することになる。

そのため、除染のための基準値は、少なくとも甲状腺被ばく50mSv以下に相当する6000cpm以下にする必要がある。

また、除染を講ずるための基準値（OIL4）とは別に、甲状腺被ばくを抑制する判断基準として、安定ヨウ素剤服用基準である50mSv、小児・妊婦等にはWHOの基準である10mSvを、原子力災害対策指針でも、マニュアル案でも明確に設定すること。

6. 車両の検査と簡易除染：

（1）車両の検査はワイパー部とタイヤ側面のゴム部に限るべきではない

マニュアル案では、車両の指定箇所検査はワイパー部と「タイヤ側面のゴム部」に限られてい

る（20～21頁。3の（2）、（ア）車両の指定箇所検査、及び脚注5）。

タイヤの検査では、汚染されている接地面を検査する必要がある。「手の届く範囲」ではなく、汚染されているバスの屋根等も検査しなければ、避難先に汚染を持ち込むことになる。

（2）ウエットティッシュでのふき取りでは車両は除染できない。流水除染を基本とすること

マニュアル案の車両の簡易除染は、上記の「指定箇所検査」にならって、タイヤ等の拭き取りとなっている。内閣府の研究・試験結果を基にして、「流水除染と拭き取り除染の効果では有意な差がない」として、ウエットティッシュによる拭き取り除染を基本としている。



サイドウォール(文字表示周辺)



冬用タイヤ(接地面に細かく深い溝がある)

しかし、内閣府の試験そのものが、タイヤの接地面ではなく、タイヤ側面のゴム部分（サイドウォール）での試験であり、さらに、新品のタイヤで、わずか

10cm 四方形のタイヤの一部を切り出して試験しているにすぎない。このような試験で「有意な差がない」などといえるはずもない。最も汚染されるタイヤ接地面の溝、さらには半年装着される冬用タイヤの溝部分に付着する放射性物資を除染することが重要だが、これは想定されておらず、無意味な試験だ。

住民の安全と避難先に汚染を持ち込まない為にも、流水除染を基本としなければならない。流水除染で生じた汚染水は、電力会社の責任で保管すること。

7. 「迅速性と効率性」について：

迅速な避難のためには、安定ヨウ素剤を事前配布すること

安定ヨウ素剤の服用基準を決めるべき

マニュアル案では全体を通して、下記のように「迅速性と効率性」が強調されている。

避難退域時検査及び簡易除染の実施に当たっては、全体的な信頼性を損なわず、かつ迅速な避難や一時移転が妨げられないような効率性を確保することが重要である。（10頁）

避難退域時検査の前に、一時集合場所等で行うことになっている安定ヨウ素剤の配布・問診には多くの時間がかかる。避難や検査を迅速に行うためには、少なくとも安定ヨウ素剤を事前に配布することが必要だ。事前配布であれば、問診も丁寧に受けることができる。

また、安定ヨウ素剤を服用する基準が決められていない。事故が起きてから基準を決めるための会議を開くなど悠長なことはしておれない。「迅速性と効率性」のためにも、安定ヨウ素剤の服用基準を決める必要がある。

8. 職員用のタイベックを「準備する資材」に入れること

職員の被ばく防護のために、避難退域時検査では、タイベック着用を明記すること

マニュアル案の17頁表4では、準備する資機材の例があげられている。「要員装備」として「ガウン等(※1)」とあり、19頁の(※1)では「要員の衣服等の汚染防止のために着用する使い捨てのガウンやズボン」と書かれているだけだ。避難退域時検査は30km圏外で実施するが、汚染地域から入ってくる車両等を検査するため、職員の被ばく防護も重要になる。

前回の防災業務関係者の指針改定パブコメでは「タイベック着用を30km圏内に限るべきではない」との意見が出されていた。7月6日規制委員会で公表された規制庁の回答では、タイベック着用等を30km圏内に「限定するものではありません」と答えている。

「原子力災害対策重点区域の屋外」を「被ばくの可能性がある環境」の代表例として示していますが、防護装備の装着等の対象を原子力災害対策重点区域内で活動する者に限定するものではありません。(下線は引用者)

また、続けて「なお、避難退域時検査要員に必要な防護装備については、別途、避難退域時検査及び簡易除染マニュアルにおいて規定することとしています」とも回答している。

右URL 8頁の意見18番への回答参照 <https://www.nsr.go.jp/data/000396611.pdf>

そのため、今回のマニュアル案で、職員用のタイベックを「準備する資材」に明記し、職員の安全を守るため、避難退域時検査ではタイベック着用を義務付けるよう明記しなければならない。

[問題点3の参考資料 マニュアル案7頁より]

図1 避難退域時検査及び簡易除染の手順

